

広島県告示第三百四十八号

次の医療機関の開設者から、救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条の規定による救急業務に関し協力する旨の申出があったので、救急医療機関として認定した。

平成二十九年六月十二日

広島県知事 湯 崎 英 彦

山崎整形外科内科ク リニック	名 称	広島市安佐南区昆沙門台 一丁目五番二三号	所 在 地	平成三二年六月一日	効力を有する期限	新規	備 考
-------------------	-----	-------------------------	-------	-----------	----------	----	-----